

「指定介護老人福祉施設」パークサイド岡野ホーム重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています
(神奈川県指定 第1470300086号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

令和 8年 6月 1日

◇◆目次◆◇

- 1. 施設経営法人P1
- 2. ご利用施設P2
- 3. 居室の概要P2
- 4. 職員の配置状況P2
- 5. 当施設が提供するサービスと利用料金P3～11
- 6. 非常災害対策P12
- 7. 施設利用の留意事項P12
- 8. 損害賠償についてP13
- 9. 契約の終了についてP13～15
- 10. 残留物引取り人P15
- 11. 苦情の受付についてP15～16
- 12. 事業者の義務P16

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 恩賜財団神奈川県同胞援護会
- (2) 法人所在地 神奈川県横浜市西区岡野2丁目15番6号
- (3) 電話番号 045-311-2606
- (4) 代表者氏名 会長 石井 謙次
- (5) 設立年月 昭和22年10月1日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年1月11日指定
神奈川県1470300086号
- (2) 施設の目的 老人福祉法第20条の5に定める特別養護老人ホームで、介護保険法第86条に基づき指定された介護老人福祉施設です。
要介護1から5の認定を受けた方で、自宅での介護を受けることができない高齢者が入所し、日常生活に必要なサービスを行うことを目的とした施設です。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム パークサイド岡野ホーム
- (4) 施設の所在地 神奈川県横浜市西区岡野2丁目15番6号
- (5) 電話番号 045-311-2360
- (6) 施設長（管理者）氏名 濱田 要一
- (7) 当施設の運営方針
- ・21世紀にふさわしい介護保健施設として、介護・健康管理・リハビリ等を始め生活支援と心のケアを重点に要介護高齢者を受け入れ、皆様に対して真心を込めたサービスの提供を目指しています。
 - ・介護保険制度下において、高齢者の一人ひとりに対して、家族等の方を含めご希望に添った事業運営をさせていただきます。
 - ・介護支援専門員による介護サービス計画を策定し、心身の状況などに応じ高齢者の自己決定を尊重してサービスが選択できるように努力します。
- (8) 開設年月 平成 11年5月1日
- (9) 入所定員 70人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として2人部屋ですが、本人の身体上の状況により事業者側で指定させていただきます。

食堂	3	
機能訓練室	1	
浴室	2	リフト浴槽・特殊浴槽・家庭浴槽
医務室	1	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

個室（1人部屋）	6	2・3・4階に各2部屋ずつ
2人部屋	32	
合計	38	

※上記は、介護保険の給付対象とならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）（短期入所生活介護と兼務）	1	1名
2. 生活相談員（短期入所生活介護と兼務）	1	1名
3. 介護職員（短期入所生活介護と兼務） （介護老人福祉施設）	32.4 (24.4)	24名 3:1
4. 看護職員	4	
5. 作業療法士・機能訓練指導員	1.1	1名
6. 介護支援専門員	1	1名
7. 医師	0.1	必要数
1. 栄養士（管理栄養士）	1	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

＜主な職種の勤務体制＞

職種	勤務体制
1. 医師 内科 精神科	毎週火曜日 13:30～15:30 第2・4月曜日 14:00～15:30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 7:00～16:00 6名 10:00～19:00 3名 12:00～21:00 3名 13:00～22:00 3名 22:00～7:00 3名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 8:30～17:30 3名 10:00～19:00 1名
4. 機能訓練指導員（OT）	月2回 13:30～16:00

☆土日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

（当施設が提供するサービスについて、利用料金が介護保険から給付される場合と利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。）

（1）介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の通常9割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食事介助

- ・当施設では、管理栄養士の管理のもと、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂で食事をとって頂くことを原則としています。
- ・食事時間⇒ 朝食：8：00～9：00 昼食：12：00～13：00 夕食：18：00～19：00

② 口腔ケア

- ・毎食後、ご利用者の状況にあったケア用具を使用し、適切なケアを行います。
- ・状態に合わせ月1回または2回、歯科衛生士による口腔ケアを行います。（申込者）

③ 入浴介助

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・身体状況に応じた浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排泄介助

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 機能訓練

- ・機能訓練指導員等により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第7条参照）＊

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 特別な食事

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

② 理髪・美容

〔理髪美容サービス〕 別に定める理美容業者の設定した料金表によります。

③ 預金等の管理

原則、ご家族様側での管理をお願いしています。管理するに事情が生じる場合に、ご相談の上、ご契約者の希望をもって、預金等管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：金融機関に預け入れている預金と日常的に使用する小口現金
(15,000円以下)

○ お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、
年金証書・小口現金

○保管管理者：施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、預金など取り扱い委任状を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを毎月ご契約者へ交付します。
この取扱いについては小口現金も含まれます。
- ・預金の預け入れ及び引き出しについては週1回以内、小口現金については1日1回以内と

し、相談員の勤務時間内の取扱いとします。

○預金管理費：1か月当たり 500円

④ 行事、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただく場合は、ご利用料金として材料代等の実費がかかる場合があります。

i) 外出行事（食事、入場料などの実費を頂きます。）

ii) クラブ活動 華道 : (材料代の実費をいただきます。) 喫茶 : 実費

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録を閲覧できます。但し、ご契約者の記録に限ります。複写物については、1枚10円です。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。（別紙に定めます。）

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦ 契約書第22条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金1日につき、サービス利用料金の全額を契約者は支払うものとします。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の25日までに口座振り替えの手続きをされた金融機関にご入金下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします）

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

協力医療機関

医療機関の名称	所在地	診療科
大口東総合病院	横浜市神奈川区 入江2-19-1	内科・外科・整形外科・ 消化器科など
亀田病院	横浜市西区 御所前7-7	内科・整形外科・皮膚科 泌尿器科など

嘱託医・訪問医

医療機関の名称	所在地	診療科目
同仁堂 田中医院	西区岡野1-3-6	内科
岡野福祉会館診療所	西区岡野2-15-6	精神科
尾作医院皮膚科	中区本牧1-11-5	皮膚科
鶴見歯科	西区浅間1-1-7	歯科

1.介護保険サービス費 自己負担1割<多床室>

(1日あたり)

1.介護保険給付一割負担に係る費用					令和8年8月1日
	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
単位	589 単位	659 単位	732 単位	802 単位	871 単位
精神科医療指導費加算	5 単位	5 単位	5 単位	5 単位	5 単位
看護体制加算(Ⅰ)	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位
看護体制加算(Ⅱ)	8 単位	8 単位	8 単位	8 単位	8 単位
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36 単位	36 単位	36 単位	36 単位	36 単位
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	16 単位	16 単位	16 単位	16 単位	16 単位
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 単位	3 単位	3 単位	3 単位	3 単位
単位合計	661 単位	731 単位	804 単位	874 単位	943 単位
合計 単位合計×10.72(横浜市地域加算) ①	7,085 円	7,836 円	8,618 円	9,369 円	10,108 円
うち、介護保険から給付される料金 ②	6,376 円	7,052 円	7,756 円	8,432 円	9,097 円
サービス利用に係る自己負担金(①-②)	709 円	784 円	862 円	937 円	1,011 円

2.食事に係る自己負担額

第1段階	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円
第2段階	390 円	390 円	390 円	390 円	390 円
第3段階 ①	680 円	680 円	680 円	680 円	680 円
第3段階 ②	1,420 円	1,420 円	1,420 円	1,420 円	1,420 円
第4段階	1,743 円	1,743 円	1,743 円	1,743 円	1,743 円

3.居住費(滞在費)に係る自己負担額(光熱費などの費用)

第1段階	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
第2段階	430 円	430 円	430 円	430 円	430 円
第3段階 ①	430 円	430 円	430 円	430 円	430 円
第3段階 ②	530 円	530 円	530 円	530 円	530 円
第4段階	915 円	915 円	915 円	915 円	915 円

4.自己負担合計額(1+2+3)

第1段階	1,009 円	1,084 円	1,162 円	1,237 円	1,311 円
第2段階	1,529 円	1,604 円	1,682 円	1,757 円	1,831 円
第3段階 ①	1,819 円	1,894 円	1,972 円	2,047 円	2,121 円
第3段階 ②	2,659 円	2,734 円	2,812 円	2,887 円	2,961 円
第4段階	3,367 円	3,442 円	3,520 円	3,595 円	3,669 円

*科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 54円/月

*生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 11円/月

*高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 6円/月

*安全対策体制加算 入所初日に22円

*介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 当月基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に17.6%を乗じた単位数

*初期加算(30単位) 33円/日 入所当初、施設の生活支援に係る加算、30日間

*外泊加算(246単位) 264円/日 6日以内に入院、外泊をされた場合。(最大12日)

★入院または外泊時の期間、居室を確保している場合については、居住費の徴収をさせていただきます。

居住費の日額は上記3の「居住に係る負担額」の通りになります。

*療養食加算(1食6単位) 7円/1食 医師の食事箋に基づく治療食の提供を行った場合

*看取り介護加算(Ⅱ)(144~1580単位) 155円~1,694円/日 施設で看取りを行った場合(45日を限度)

1.介護保険サービス費 自己負担2割＜多床室＞

(1日あたり)

1.介護保険給付二割負担に係る費用					令和8年8月1日
	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
単位	589 単位	659 単位	732 単位	802 単位	871 単位
精神科医療指導費加算	5 単位	5 単位	5 単位	5 単位	5 単位
看護体制加算(Ⅰ)	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位
看護体制加算(Ⅱ)	8 単位	8 単位	8 単位	8 単位	8 単位
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36 単位	36 単位	36 単位	36 単位	36 単位
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	16 単位	16 単位	16 単位	16 単位	16 単位
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 単位	3 単位	3 単位	3 単位	3 単位
単位合計	661 単位	731 単位	804 単位	874 単位	943 単位
合計 単位合計×10.72(横浜市地域加算) ①	7,085 円	7,836 円	8,618 円	9,369 円	10,108 円
うち、介護保険から給付される料金 ②	5,668 円	6,268 円	6,894 円	7,495 円	8,086 円
サービス利用に係る自己負担金(①-②)	1,417 円	1,568 円	1,724 円	1,874 円	2,022 円

2.食事に係る自己負担額

第1段階	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円
第2段階	390 円	390 円	390 円	390 円	390 円
第3段階 ①	680 円	680 円	680 円	680 円	680 円
第3段階 ②	1,420 円	1,420 円	1,420 円	1,420 円	1,420 円
第4段階	1,743 円	1,743 円	1,743 円	1,743 円	1,743 円

3.居住費(滞在費)に係る自己負担額(光熱費などの費用)

第1段階	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
第2段階	430 円	430 円	430 円	430 円	430 円
第3段階 ①	430 円	430 円	430 円	430 円	430 円
第3段階 ②	530 円	530 円	530 円	530 円	530 円
第4段階	915 円	915 円	915 円	915 円	915 円

4.自己負担合計額(1+2+3)

第1段階	1,717 円	1,868 円	2,024 円	2,174 円	2,322 円
第2段階	2,237 円	2,388 円	2,544 円	2,694 円	2,842 円
第3段階 ①	2,527 円	2,678 円	2,834 円	2,984 円	3,132 円
第3段階 ②	3,367 円	3,518 円	3,674 円	3,824 円	3,972 円
第4段階	4,075 円	4,226 円	4,382 円	4,532 円	4,680 円

*科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 107円/月

*生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 22円/月

*高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 11円/月

*安全対策体制加算 入所初日に43円

*介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 当月基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に17.6%を乗じた単位数

*初期加算(30単位) 65円/日 入所当初、施設の生活支援に係る加算、30日間

*外泊加算(246単位) 528円/日 6日以内に入院、外泊をされた場合。(最大12日)

★入院または外泊時の期間、居室を確保している場合については、居住費の徴収をさせていただきます。

居住費の日額は上記3の「居住に係る負担額」の通りになります。

*療養食加算(1食6単位) 13円/1食 医師の食事箋に基づく治療食の提供を行った場合

*看取り介護加算(Ⅱ)(144～1580単位) 309円～3,388円/日 施設で看取りを行った場合(45日を限度)

1.介護保険給付3割負担に係る費用

(1日あたり)

1.介護保険給付三割負担に係る費用			令和8年8月1日		
	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
単位	589 単位	659 単位	732 単位	802 単位	871 単位
精神科医療指導費加算	5 単位	5 単位	5 単位	5 単位	5 単位
看護体制加算(Ⅰ)	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位
看護体制加算(Ⅱ)	8 単位	8 単位	8 単位	8 単位	8 単位
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36 単位	36 単位	36 単位	36 単位	36 単位
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	16 単位	16 単位	16 単位	16 単位	16 単位
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 単位	3 単位	3 単位	3 単位	3 単位
単位合計	661 単位	731 単位	804 単位	874 単位	943 単位
合計 単位合計×10.72(横浜市地域加算) ①	7,085 円	7,836 円	8,618 円	9,369 円	10,108 円
うち、介護保険から給付される料金 ②	4,959 円	5,485 円	6,032 円	6,558 円	7,075 円
サービス利用に係る自己負担金(①-②)	2,126 円	2,351 円	2,586 円	2,811 円	3,033 円

2.食事に係る自己負担額

第1段階	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円
第2段階	390 円	390 円	390 円	390 円	390 円
第3段階 ①	680 円	680 円	680 円	680 円	680 円
第3段階 ②	1,420 円	1,420 円	1,420 円	1,420 円	1,420 円
第4段階	1,743 円	1,743 円	1,743 円	1,743 円	1,743 円

3.居住費(滞在費)に係る自己負担額(光熱費などの費用)

第1段階	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
第2段階	430 円	430 円	430 円	430 円	430 円
第3段階 ①	430 円	430 円	430 円	430 円	430 円
第3段階 ②	530 円	530 円	530 円	530 円	530 円
第4段階	915 円	915 円	915 円	915 円	915 円

4.自己負担合計額(1+2+3)

第1段階	2,426 円	2,651 円	2,886 円	3,111 円	3,333 円
第2段階	2,946 円	3,171 円	3,406 円	3,631 円	3,853 円
第3段階 ①	3,236 円	3,461 円	3,696 円	3,921 円	4,143 円
第3段階 ②	4,076 円	4,301 円	4,536 円	4,761 円	4,983 円
第4段階	4,784 円	5,009 円	5,244 円	5,469 円	5,691 円

*科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 161円/月

*生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 33円/月

*高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 17円/月

*安全対策体制加算 入所初日に65円

*介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 当月基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に17.6%を乗じた単位数

*初期加算(30単位) 97円/日 入所当初、施設の生活支援に係る加算、30日間

*外泊加算(246単位) 792円/日 6日以内に入院、外泊をされた場合。(最大12日)

★入院または外泊時の期間、居室を確保している場合については、居住費の徴収をさせていただきます。

居住費の日額は上記3の「居住に係る負担額」の通りになります。

*療養食加算(1食6単位) 20円/1食 医師の食事箋に基づく治療食の提供を行った場合

*看取り介護加算(Ⅱ)(144~1580単位) 464円~5,082円/日 施設で看取りを行った場合(45日を限度)

1.介護保険サービス費 自己負担1割<従来型個室>

(1日あたり)

1.介護保険給付一割負担に係る費用			令和8年8月1日		
	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
単位	589 単位	659 単位	732 単位	802 単位	871 単位
精神科医療指導費加算	5 単位	5 単位	5 単位	5 単位	5 単位
看護体制加算(Ⅰ)	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位
看護体制加算(Ⅱ)	8 単位	8 単位	8 単位	8 単位	8 単位
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36 単位	36 単位	36 単位	36 単位	36 単位
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	16 単位	16 単位	16 単位	16 単位	16 単位
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 単位	3 単位	3 単位	3 単位	3 単位
単位合計	661 単位	731 単位	804 単位	874 単位	943 単位
単位合計×10.72(横浜市地域加算)①	7,085 円	7,836 円	8,618 円	9,369 円	10,108 円
うち、介護保険から給付される料金②	6,376 円	7,052 円	7,756 円	8,432 円	9,097 円
サービス利用に係る自己負担金(①-②)	709 円	784 円	862 円	937 円	1,011 円

2.食事に係る自己負担額

第1段階	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円
第2段階	390 円	390 円	390 円	390 円	390 円
第3段階 ①	680 円	680 円	680 円	680 円	680 円
第3段階 ②	1,420 円	1,420 円	1,420 円	1,420 円	1,420 円
第4段階	1,743 円	1,743 円	1,743 円	1,743 円	1,743 円

3.居住費(滞在費)に係る自己負担額(光熱費などの費用)

第1段階	380 円	380 円	380 円	380 円	380 円
第2段階	480 円	480 円	480 円	480 円	480 円
第3段階 ①	880 円	880 円	880 円	880 円	880 円
第3段階 ②	980 円	980 円	980 円	980 円	980 円
第4段階	1,231 円	1,231 円	1,231 円	1,231 円	1,231 円

4.自己負担合計額(1+2+3)

第1段階	1,389 円	1,464 円	1,542 円	1,617 円	1,691 円
第2段階	1,579 円	1,654 円	1,732 円	1,807 円	1,881 円
第3段階 ①	2,269 円	2,344 円	2,422 円	2,497 円	2,571 円
第3段階 ②	3,109 円	3,184 円	3,262 円	3,337 円	3,411 円
第4段階	3,683 円	3,758 円	3,836 円	3,911 円	3,985 円

*科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 54円/月

*生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 11円/月

*高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 6円/月

*安全対策体制加算 入所初日に22円

*介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 当月基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に17.6%を乗じた単位数

*初期加算(30単位) 33円/日 入所当初、施設の生活支援に係る加算、30日間

*外泊加算(246単位) 264円/日 6日以内に入院、外泊をされた場合。(最大12日)

★入院または外泊時の期間、居室を確保している場合については、居住費の徴収をさせていただきます。

居住費の日額は上記3の「居住に係る負担額」の通りになります。

*療養食加算(1食6単位) 7円/1食 医師の食事箋に基づく治療食の提供を行った場合

*看取り介護加算(Ⅱ)(144~1580単位) 155円~1,694円/日 施設で看取りを行った場合(45日を限度)

1.介護保険サービス費 自己負担2割＜従来型個室＞

(1日あたり)

令和8年8月1日

1.介護保険給付二割負担に係る費用					
	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
単位	589 単位	659 単位	732 単位	802 単位	871 単位
精神科医療指導費加算	5 単位	5 単位	5 単位	5 単位	5 単位
看護体制加算(Ⅰ)	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位
看護体制加算(Ⅱ)	8 単位	8 単位	8 単位	8 単位	8 単位
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36 単位	36 単位	36 単位	36 単位	36 単位
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	16 単位	16 単位	16 単位	16 単位	16 単位
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 単位	3 単位	3 単位	3 単位	3 単位
単位合計	661 単位	731 単位	804 単位	874 単位	943 単位
合計 単位合計×10.72(横浜市地域加算) ①	7,085 円	7,836 円	8,618 円	9,369 円	10,108 円
うち、介護保険から給付される料金 ②	5,668 円	6,268 円	6,894 円	7,495 円	8,086 円
サービス利用に係る自己負担金(①-②)	1,417 円	1,568 円	1,724 円	1,874 円	2,022 円

2.食事に係る自己負担額

第1段階	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円
第2段階	390 円	390 円	390 円	390 円	390 円
第3段階 ①	680 円	680 円	680 円	680 円	680 円
第3段階 ②	1,420 円	1,420 円	1,420 円	1,420 円	1,420 円
第4段階	1,743 円	1,743 円	1,743 円	1,743 円	1,743 円

3.居住費(滞在費)に係る自己負担額(光熱費などの費用)

第1段階	380 円	380 円	380 円	380 円	380 円
第2段階	480 円	480 円	480 円	480 円	480 円
第3段階 ①	880 円	880 円	880 円	880 円	880 円
第3段階 ②	980 円	980 円	980 円	980 円	980 円
第4段階	1,231 円	1,231 円	1,231 円	1,231 円	1,231 円

4.自己負担合計額(1+2+3)

第1段階	2,097 円	2,248 円	2,404 円	2,554 円	2,702 円
第2段階	2,287 円	2,438 円	2,594 円	2,744 円	2,892 円
第3段階 ①	2,977 円	3,128 円	3,284 円	3,434 円	3,582 円
第3段階 ②	3,817 円	3,968 円	4,124 円	4,274 円	4,422 円
第4段階	4,391 円	4,542 円	4,698 円	4,848 円	4,996 円

*科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 107円/月

*生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 22円/月

*高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 11円/月

*安全対策体制加算 入所初日に43円

*介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 当月基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に17.6%を乗じた単位数

*初期加算(30単位) 65円/日 入所当初、施設の生活支援に係る加算、30日間

*外泊加算(246単位) 528円/日 6日以内に入院、外泊をされた場合。(最大12日)

★入院または外泊時の期間、居室を確保している場合については、居住費の徴収をさせていただきます。

居住費の日額は上記3の「居住に係る負担額」の通りになります。

*療養食加算(1食6単位) 13円/1食 医師の食事箋に基づく治療食の提供を行った場合

*看取り介護加算(Ⅱ)(144～1580単位) 309円～3,388円/日 施設で看取りを行った場合(45日を限度)

1.介護保険サービス費 自己負担3割＜従来型個室＞

(1日あたり)

1.介護保険給付三割負担に係る費用			令和8年8月1日		
	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
単位	589 単位	659 単位	732 単位	802 単位	871 単位
精神科医療指導費加算	5 単位	5 単位	5 単位	5 単位	5 単位
看護体制加算(Ⅰ)	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位	4 単位
看護体制加算(Ⅱ)	8 単位	8 単位	8 単位	8 単位	8 単位
日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36 単位	36 単位	36 単位	36 単位	36 単位
夜勤職員配置加算(Ⅲ)	16 単位	16 単位	16 単位	16 単位	16 単位
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 単位	3 単位	3 単位	3 単位	3 単位
単位合計	661 単位	731 単位	804 単位	874 単位	943 単位
合計 単位合計×10.72(横浜市地域加算) ①	7,085 円	7,836 円	8,618 円	9,369 円	10,108 円
うち、介護保険から給付される料金 ②	4,959 円	5,485 円	6,032 円	6,558 円	7,075 円
サービス利用に係る自己負担金(①－②)	2,126 円	2,351 円	2,586 円	2,811 円	3,033 円

2.食事に係る自己負担額

第1段階	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円
第2段階	390 円	390 円	390 円	390 円	390 円
第3段階 ①	680 円	680 円	680 円	680 円	680 円
第3段階 ②	1,420 円	1,420 円	1,420 円	1,420 円	1,420 円
第4段階	1,743 円	1,743 円	1,743 円	1,743 円	1,743 円

3.居住費(滞在費)に係る自己負担額(光熱費などの費用)

第1段階	320 円	320 円	320 円	320 円	320 円
第2段階	480 円	480 円	480 円	480 円	480 円
第3段階 ①	880 円	880 円	880 円	880 円	880 円
第3段階 ②	980 円	980 円	980 円	980 円	980 円
第4段階	1,231 円	1,231 円	1,231 円	1,231 円	1,231 円

4.自己負担合計額(1+2+3)

第1段階	2,746 円	2,971 円	3,206 円	3,431 円	3,653 円
第2段階	2,996 円	3,221 円	3,456 円	3,681 円	3,903 円
第3段階 ①	3,686 円	3,911 円	4,146 円	4,371 円	4,593 円
第3段階 ②	4,526 円	4,751 円	4,986 円	5,211 円	5,433 円
第4段階	5,100 円	5,325 円	5,560 円	5,785 円	6,007 円

*科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 161円/月

*生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 33円/月

*高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 17円/月

*安全対策体制加算 入所初日に65円

*介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 当月基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に17.6%を乗じた単位数

*初期加算(30単位) 97円/日 入所当初、施設の生活支援に係る加算、30日間

*外泊加算(246単位) 792円/日 6日以内に入院、外泊をされた場合。(最大12日)

★入院または外泊時の期間、居室を確保している場合については、居住費の徴収をさせていただきます。

居住費の日額は上記3の「居住に係る負担額」の通りになります。

*療養食加算(1食6単位) 20円/1食 医師の食事箋に基づく治療食の提供を行った場合

*看取り介護加算(Ⅱ)(144～1580単位) 464円～5,082円/日 施設で看取りを行った場合(45日を限度)

6. 非常災害対策

非常時の対応

別途定めるパークサイド岡野ホーム消防計画（地震防災応急計画を含む）に基づき、対応を行います。

近隣との協力関係

岡野福祉会館との共同防火管理協議事項の取決め、および岡野二丁目町内会との消防応援協力に関する覚書を取り交わし協力することとしております。また、特別避難場所の指定を受けております。

平常時の訓練等および防災設備

別途定める「パークサイド岡野ホーム防災訓練実施計画」に基づき、年4回の消火訓練・避難訓練・夜間想定避難訓練を実施いたします。

設備名称	有無	設備名称	有無
スプリンクラー	あり	誘導灯	あり
避難階段	あり	ガス漏れ報知器	あり
自動火災報知機	あり	連結送水管	あり
非常通報装置	あり	防火扉排煙たれ壁	あり
非常放送	あり	非常灯	あり
カーテン等は防災性能のあるものを使用しております。			

7. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

（1）持ち込みの制限

入所にあたり、他の利用者に迷惑のかかる物や、施設運営に支障をきたす物については持込をお断りすることがあります。

（2）面 会

面会時間 10:00～17:00（仕事の都合などで都合のつかない方は相談ください）

※来訪者は、必ず面会簿へのご記入をお願いします。

※インフルエンザ等に罹患されていたり、泥酔状態の場合等、利用者に迷惑のかかる場合はご面会をお断りすることがあります。

※1階受付横の洗面所で手洗いとうがいの協力をお願いします。

（3）外出・外泊（契約書第24条参照）＊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、最長で月6日間とさせていただきます。

（4）食 事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。前日までに申し出があった場合には、重要事項説明書 5（1）に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

（5）施設・設備の使用上の注意（契約書第11条、第12条参照）＊

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、

その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

- ご契約者が、ホームの施設、設備を滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただきます。
- ご契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、ご契約者及びそのご家族等と事業者との協議により居室又は共用施設、設備の利用法等を決定するものとします。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことはできません。

(6) 喫 煙

施設内に喫煙スペースはございません。

8. 損害賠償について（契約書第13条、第14条参照）＊

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約有効期間の契約時の要介護認定の有効期間となっています。従って、以下のような事由がない限り、有効期間中はサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第16条参照）＊

- ① ご契約者が亡くなられた場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損又は建替等により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 契約書第17条から第19条に基づき契約が解約又は解除された場合
- ⑦ 契約期間が満了した場合
- ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑧ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑨ 平成27年4月1日以降に入所された要介護3以上の方で、入所後の更新で要介護1、要介護2に判定され、特例入所の要件に当てはまらなくなった場合。

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第17条、第18条参照）＊

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設の退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の14日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第19条参照）*
以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院となった場合
- ⑥ ご契約者が正当な理由なく2週間以上居室を利用しない場合

* 契約者が病院等に入院された場合の対応について(契約書第21条参照) *

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 入院、外泊等、3ヶ月以内の場合

3ヶ月以内に退院（医療的処置等施設で対応出来る状態）された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定されていた退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。また、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

(外泊加算) 1日あたり 264円(2割のご利用者は528円) 入院・外泊翌日より6日間、翌月にかかる時は通算12日間

(居住費) 1日あたり855円(多床室) 1日あたり1,171円(従来型個室)

(負担限度額認定証提示の場合はその金額)

入院日(外出日)から帰ホームまで

入院・外泊中、居室を短期入所生活介護で利用させて頂く場合がございます。その場合は、その期間の居住費ご負担はございません

②3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第20条参照）＊

ご契約者が当施設を退所する場合にはご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行うよう努めるものとします。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. 残置物引取人（契約書第23条参照）＊

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めることができます。（契約書第23条参照）＊

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能ですが、残置物の処置については施設の判断で行います。

11. 苦情の受付について（契約書第26条参照）＊

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

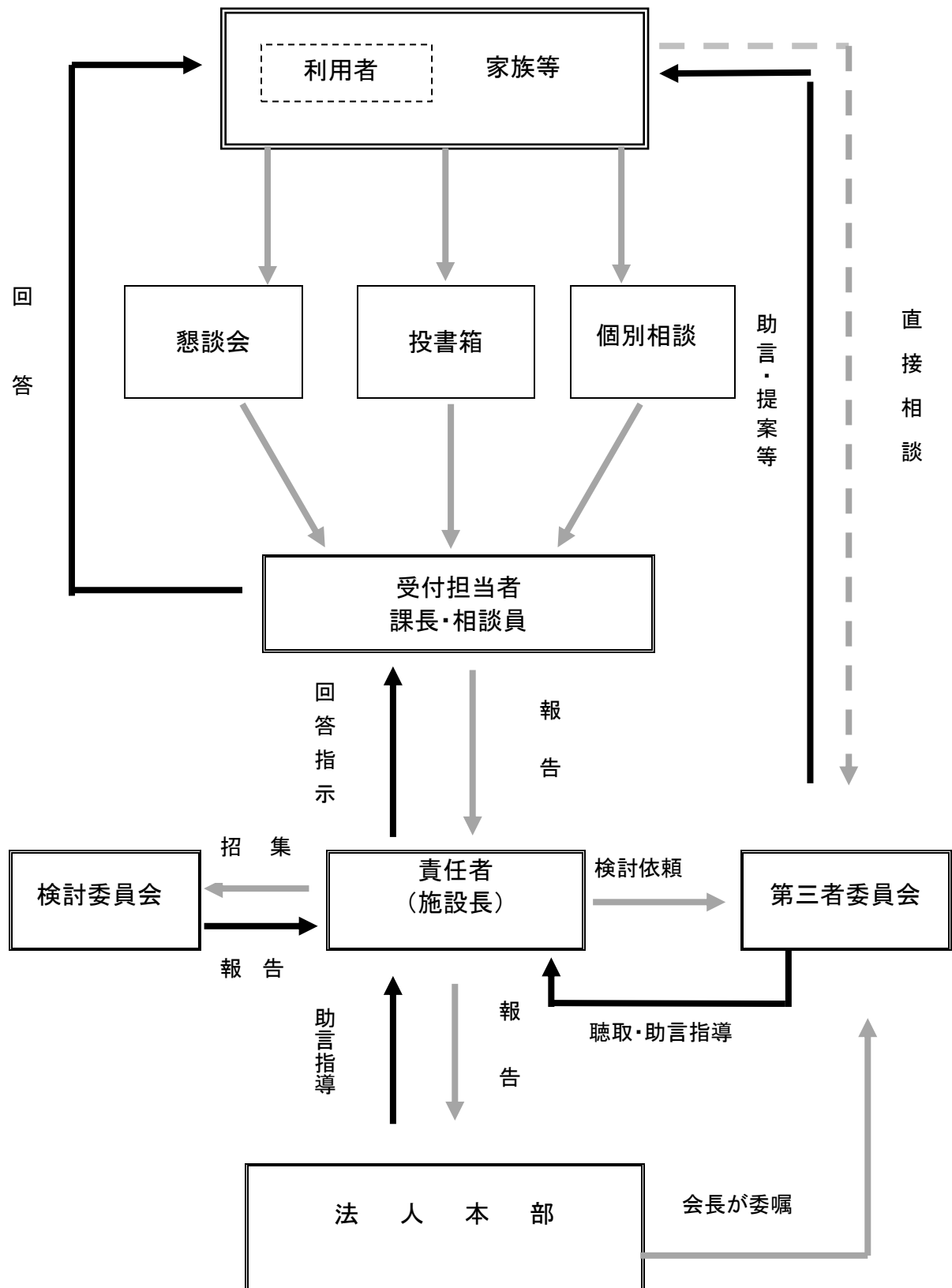
- 苦情解決責任者 管理者 濱田 要一
- 苦情受付窓口 担当者 大貫 豊司
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：30

また、苦情受付ボックスを 各階に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

横浜市福祉局 横浜市はまふくコール (横浜市苦情相談コール センター) 西区高齢支援課	所在地 横浜市中区港町1丁目1番地
	電話番号 045-263-8084
神奈川県国民健康保険 団体連合会 介護苦情相談課	受付時間 月曜日から金曜日 9：00～17：00
	所在地 横浜市西区中央1-5-10
神奈川県 高齢施設課	電話番号 045-320-8491
	所在地 横浜市西区楠町27-1
	電話番号 045-329-3447
	0570-022110 (苦情専用)
	受付時間 8：30～17：15
	(土日、祝祭日、年末年始を除く)
	所在地 横浜市中区日本大通1
	電話番号 045-210-4851
	受付時間 月曜日から金曜日 9：00～17：00

(3) 苦情受付方法



1 2. 事業者の義務（契約書第9条参照）＊

（1）高齢者虐待に関する対応

事業者及びサービス従事者は、高齢者虐待の定義（法25条5）を十分に理解し、生活全般における身体的・精神的なケアを通じて、定義に触れる言動が起こらないよう、引継ぎ・会議・研修等にて、日々、虐待防止の啓発に努めます。通報の義務 次の場合は、横浜市健康福祉局高齢施設課（045-671-3923）へすみやかに通報します。

- ア）施設等の職員が、自分が働いている施設等で高齢者虐待を受けた高齢者を発見した場合。
- イ）ア以外の場合において、施設職員等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見し、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合。

（2）身体拘束の廃止

事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。

（3）個人情報保護（契約書第10条参照）＊

事業者及びサービス従事者は、個人情報保護法に基づき、介護福祉施設サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

契約者の医療上の必要性がある場合又は円滑な退所のための援助を行う場合に、契約者に関する情報を提供するものとします。

（4）事故発生防止および発生時の対応

事業所及びサービス従事者は、『人としての尊厳を冒し、安全や安心を阻害しており、提供するサービスの質に悪い影響を与えるもの』をリスクと捉え、より質の高いサービスを提供することを目標に介護事故の防止に努めます。その必要な体制を整備するとともに、利用者一人一人に着目した個別サービス提供を徹底し、組織全体で介護事故の防止に取り組みます。

事故発生時は、事故になった利用者の家族、担当ケアマネージャー、横浜市に対して速やかに報告します。発生時の対応方法については別に定めます。

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い、同意を受け、交付しました。

指定介護老人福祉施設 パークサイド岡野ホーム

説明者職名 生活相談員

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

・利用者住所

氏名

印

・身元引受人住所

氏名

印（続柄 ）

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階

(2) 建物の延べ床面積 2784.89 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成12年 2月 1日指定 神奈川県1470300086号

令和8年4月1日より空床利用へと変更

[通所介護] 平成 12年 2月 1日指定 神奈川県1470300243号

定員18名

[居宅介護支援事業]平成11年 9月 1日指定 神奈川県1470301852号

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

3名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

1名の介護支援専門員を配置しています。

医師…

ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第3条参照）＊

- ①当該施設の施設サービス担当者に施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
- ②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定、交付します。
- ③施設サービス計画は、1年に1回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。
- ④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を説明、交付し、その内容を同意・確認していただきます。

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）＊

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携し、ご契約者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定し、非常災害に備えるため、ご契約者に対し定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑥ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させます。但し、正当な理由がある場合に限り、複写物を交付します。
- ⑦事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。これは、契約が終了した後も継続します。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、ご契約者の同意にもとづき医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。